	【配慮事項】 ①資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は原材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ②プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ④包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。

備考）1　次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「テレビジョン受信機」に含まれないものとする。
①ブラウン管を有するテレビジョン受信機
②産業用のもの
③水平周波数が33.8キロヘルツを超えるブラウン管方式マルチスキャン対応のもの
④ツーリスト向け仕様のもの
⑤リアプロジェクション方式のもの
⑥受信機型サイズが10型若しくは10Ｖ型以下のもの
⑦ワイヤレス方式のもの
⑧電子計算機用ディスプレイであってテレビジョン放送受信機能を有するもの

2　判断の基準②については、赤外線リモコンに適用することとし、「リモコン待機時の消費電力」とは、リモコンで電源を切った状態の消費電力をいう。

3　「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。

4　特定の化学物質の含有率基準値は、ＪＩＳ　Ｃ　0950：2008（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附属書Ａの表Ａ．１（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記ＪＩＳの附属書Ｂに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについてはＪＩＳ　Ｃ　0950：2008に準ずるものとする。

5　「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

6　調達を行う各機関は、化学物質の適正な管理のため、物品の調達時に確認した特定の化学物質の含有情報を、当該物品を廃棄するまで管理・保管すること。

7　判断の基準①については、受信機型サイズが39Ｖ型以下のものは、平成29年度１年間は経過措置とし、この期間においては、表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率又は算定式を用いて算出した基準エネルギー消費効率に100／149を乗じて小数点以下を切り捨てた数値を上回らないことで特定調達物品等とみなすこととする。なお、経過措置については、市場動向を勘案しつつ、適切に検討を実施することとする。

表　液晶テレビ又はプラズマテレビに係る基準エネルギー消費効率又は算定式

区分				基準エネルギー消費効率又は算定式
画素数	受信機型サイズ	動画表示	付　加　機　能	
		液晶ノーマル	付加機能を有しないもの	Ｅ＝59
			付加機能を１つ有するもの	Ｅ＝71
			付加機能を２つ有するもの	Ｅ＝83
			付加機能を３つ有するもの	Ｅ＝95
		液晶倍速	付加機能を有しないもの	Ｅ＝74
			付加機能を１つ有するもの	Ｅ＝86
			付加機能を２つ有するもの	Ｅ＝98
			付加機能を３つ有するもの	Ｅ＝110
ＦＨＤ	19Ｖ型未満	液晶ノーマル	付加機能を有しないもの	Ｅ＝2.0×Ｓ＋21
			付加機能を１つ有するもの	Ｅ＝2.0×Ｓ＋33
			付加機能を２つ有するもの	Ｅ＝2.0×Ｓ＋45
			付加機能を３つ有するもの	Ｅ＝2.0×Ｓ＋57
		液晶倍速	付加機能を有しないもの	Ｅ＝2.0×Ｓ＋36
			付加機能を１つ有するもの	Ｅ＝2.0×Ｓ＋48
			付加機能を２つ有するもの	Ｅ＝2.0×Ｓ＋60
			付加機能を３つ有するもの	Ｅ＝2.0×Ｓ＋72
		液晶４倍速又はプラズマ	付加機能を有しないもの	Ｅ＝2.0×Ｓ＋58
			付加機能を１つ有するもの	Ｅ＝2.0×Ｓ＋70
			付加機能を２つ有するもの	Ｅ＝2.0×Ｓ＋82
			付加機能を３つ有するもの	Ｅ＝2.0×Ｓ＋94
	19Ｖ型以上32Ｖ型未満	液晶ノーマル	付加機能を有しないもの	Ｅ＝6.6×Ｓ－126
			付加機能を１つ有するもの	Ｅ＝6.6×Ｓ－114
			付加機能を２つ有するもの	Ｅ＝6.6×Ｓ－102
			付加機能を３つ有するもの	Ｅ＝6.6×Ｓ－90
		液晶倍速	付加機能を有しないもの	Ｅ＝6.6×Ｓ－111
			付加機能を１つ有するもの	Ｅ＝6.6×Ｓ－99
			付加機能を２つ有するもの	Ｅ＝6.6×Ｓ－87
			付加機能を３つ有するもの	Ｅ＝6.6×Ｓ－75
		液晶４倍速又はプラズマ	付加機能を有しないもの	Ｅ＝6.6×Ｓ－89
			付加機能を１つ有するもの	Ｅ＝6.6×Ｓ－77
			付加機能を２つ有するもの	Ｅ＝6.6×Ｓ－65
			付加機能を３つ有するもの	Ｅ＝6.6×Ｓ－53
	32Ｖ型以上	液晶ノーマル	付加機能を有しないもの	Ｅ＝6.6×Ｓ－126
			付加機能を１つ有するもの	Ｅ＝6.6×Ｓ－114
			付加機能を２つ有するもの	Ｅ＝6.6×Ｓ－102
			付加機能を３つ有するもの	Ｅ＝6.6×Ｓ－90
		液晶倍速	付加機能を有しないもの	Ｅ＝6.6×Ｓ－111
			付加機能を１つ有するもの	Ｅ＝6.6×Ｓ－99
			付加機能を２つ有するもの	Ｅ＝6.6×Ｓ－87
			付加機能を３つ有するもの	Ｅ＝6.6×Ｓ－75
		液晶４倍速又はプラズマ	付加機能を有しないもの	Ｅ＝6.6×Ｓ－89
			付加機能を１つ有するもの	Ｅ＝6.6×Ｓ－77
			付加機能を２つ有するもの	Ｅ＝6.6×Ｓ－65
			付加機能を３つ有するもの	Ｅ＝6.6×Ｓ－53